

議案第65号

葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

葛飾区議会議員の選挙におけるビラの作成費用を公費で負担する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年葛飾区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「葛飾区長の選挙の場合に限る。」を削る。

第5条の2中「（葛飾区長の選挙の場合に限る。）」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される葛飾区議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された葛飾区議会議員の選挙については、なお従前の例による。